

労働環境の改善，募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画の認定要領

第1 趣旨

林業の担い手となる林業労働力を円滑に確保するためには，その受入れ主体となる事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る必要がある。

このため，知事は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）（以下「法」という。）に基づき，事業主が策定した，労働環境の改善，募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）について，これを審査し認定することにより，「認定事業主」として位置付け，これに対し重点的な支援措置を講ずるものとする。

第2 定義

この要領でいう「林業事業主」とは，法第2条第2項各号，法施行令（平成8年政令第153号）第1条及び法の運用について（8林野組第121号，職発第370号林野庁長官・労働省職業安定局長通達）第1の2項に規定される者であつて，1年以上継続して林業労働者を雇用している者とする。

第3 改善計画の策定と申請

- 1 単独で又は他の事業主若しくは林業労働力確保支援センター（以下「支援センター」という。）と共同して改善計画の認定を受けようとする林業事業主（以下「申請者」という。）は，知事が策定し公表した「鹿児島県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）の趣旨に基づき5年間の改善計画を策定するものとする。
- 2 改善計画には次の事項を記載するものとする。
 - （1）改善措置の目標
 - （2）改善措置の内容
 - （3）改善措置の実施時期
 - （4）改善措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
 - （5）支援センターが，法第13条第1項の規定による林業労働者の募集に従事しようとする場合にあつては，当該募集に係る労働条件その他の募集の内容
- 3 単独で認定を受けようとする申請者は，認定申請書（様式1号）に改善計画（様式2号）及び所要の添付資料を添えて，知事に申請するものとする。
- 4 共同して改善計画の認定を受けようとする申請者は，共同計画認定申請書（様式3号）に共同計画書（様式4号），改善計画（様式2号）及び所要の添付資料を添えて，知事に申請するものとする。
- 5 前3，4項の申請書類は，それぞれ3部作成（所要の添付資料で他の機関から発行されるものについては，うち2部は写しで可）し，事業主の事務所を管轄する地域振興局長，地域振興局支所長及び支庁長（以下

「地域振興局長等」という。)へ提出し、地域振興局長等は、様式5号により申請書類2部を添付して知事へ進達するものとする。

- 6 前項の地域振興局長等への提出期限日は次のとおりとする。

ただし、期限日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にかかる場合は、直後の日とする。

第1回 5月10日

第2回 8月10日

第3回 11月10日

第4回 2月10日

第4 改善計画の認定

- 1 知事は第3により申請があった場合において、その改善計画が次に記載する認定基準の全てを満たすものと認められるときは、各申請期限日の翌月の末日までに認定するものとする。

ただし、認定申請時から過去1年間の期間において、重大な法令違反及び悪質な不法行為、その他公益に反する事実等が確認された場合はこの限りではない。

(1) 計画の終期において、通年的に年間180日以上雇用する林業労働者(以下「通年雇用者」という。)を5名以上有し、賄える事業量が計画されていること。

(2) 改善措置の目標が現状より向上するものであること。

(3) 改善計画が申請者の経営能力、資金計画等を総合的にみて実現性が高いこと。

(4) 改善計画の内容が雇用管理の改善及び事業の合理化の中からそれぞれ1つ以上の改善措置について取り組まれていること。なお、募集・採用の改善については、他の雇用管理の改善と併せて取り組まれていること。

(5) 改善措置の内容が労働基準法その他の労働基準関係法令に適合すること。

(6) 基本計画に照らして適切であること。なお、この場合の要件は別に定める。

(7) 第3の2の(5)が適切であり、林業労働者の利益に反しないものであること。

(8) 雇用管理者が選任されていること及び林業労働者を雇い入れたときは、当該林業労働者に対して、雇用に関する文書の交付をすることとしていること。

- 2 知事は、改善計画を認定したときは、改善計画認定通知書(様式第6号)により申請者(以下「認定事業主」という。)にその旨を通知するとともに、九州森林管理局長、地域振興局長等、(財)鹿児島県林業担い手育成基金理事長(以下「基金理事長」という。)、支援センター所長及び流域森林・林業活性化センター会長(以下「流域活性化センター会長」という。)等に対し様式第7号により通知する。なお、支援センター所長へは認定した改善計画を1部添付する。

第5 改善計画の変更

- 1 認定事業主は次に掲げる変更をしようとするときは、改善計画を変更

し、知事の認定を受けなければならない。

- (1) 改善措置の目標を変更する場合又は改善措置の目標における事業量、雇用量及び労働生産性の各年次の目標値を3割を超えて減じる場合
 - (2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
 - (3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合
 - (4) 改善措置の実施時期を遅らせる場合
- 2 改善計画の変更は、第3の1から5までの規定を準用する。この場合、「申請者」を「認定事業主」へ、「認定申請書（様式1号）」及び「共同計画認定書（様式3号）」を「改善計画変更認定申請書（様式8号）」へ、「様式5号」を「様式9号」へ読み替える。
- 3 認定事業主は、前1項の各号に掲げる変更以外の変更をしようとするときは、改善計画変更届出書（様式10号）により知事に届け出なければならない。
- 4 前3項の書類は、3部作成し、認定事業主の事務所を管轄する地域振興局長等へ提出し、地域振興局長等は、様式第11号により書類2部を添付して知事へ進達するものとする。

第6 改善計画の変更の認定

- 1 知事は第5の1及び2により申請があった場合において、その改善計画が、第4の1の各号に掲げる全てを満たすものと認められるときは、速やかに認定するものとする。
- 2 知事は、改善計画の変更を認定したときは、改善計画変更認定通知書（様式12号）により認定事業主にその旨を通知するとともに、必要に応じ、九州森林管理局長、地域振興局長等、基金理事長、支援センター所長及び流域活性化センター会長等に対し様式第13号により通知する。なお、支援センター所長へは認定した改善計画を1部添付する。
- 3 知事は、第5の3及び4の改善計画変更届出書を受理したときは、様式14号により認定事業主に通知するとともに、地域振興局長等に様式第15号により通知する。

第7 改善措置実施状況等報告

- 1 認定事業主は、毎事業年度終了後3月を超えない日までに改善措置実施状況報告（様式16号）により、実施状況を支援センター所長へ報告するものとする。
- 2 認定事業主は、改善計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく、改善措置実施結果報告（様式17号）により、改善措置の実施結果を支援センター所長へ報告するものとする。
- 3 支援センター所長は、前1項及び前2項の報告を取りまとめて知事に報告するものとする。
- 4 支援センター所長は、改善計画の実施に遅滞があると認められるときには、地域振興局長等と協力し、認定事業主に対し、円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、改善計画の変更を指導するものとする。

第8 改善計画の認定の取消し

- 1 知事は、次に掲げる事項に該当する場合は、認定を取り消すことができる。
ただし、天災等不可抗力によるものであつて、やむを得ないと知事が認めるときは、この限りではない。
 - (1) 改善措置の目標における事業量、雇用量及び労働生産性の計画期間の目標年次（5年次）の目標値に対して、実績が7割に達しない場合
 - (2) 第4の1の各号の認定基準を満たさなくなったと認められる場合
 - (3) 改善措置を実施する見込みがなくなったと認められる場合
 - (4) 法令違反及び不法行為、その他公益に反する事実等が確認された場合
- 2 知事は、認定を取り消す場合は、改善計画認定取消通知書（様式18号）により、認定事業主に対して通知するとともに、九州森林管理局長、地域振興局長等、基金理事長、支援センター所長及び流域活性化センター会長等に対し様式第19号により通知する。

第9 認定事業主に対する支援措置

- 1 支援センターは認定事業主に対して、改善計画が円滑に実施されるよう高性能林業機械のレンタル、林業労働者の委託募集、技能者養成研修、雇用管理者への研修、林業情報の提供・相談・その他の援助、経営診断、雇用改善指導等を行うことができる。
- 2 基金理事長は認定事業主に対して、改善計画が円滑に実施されるよう各種助成を行うことができる。

付 則

- 1 この要領は、平成9年2月18日から施行する。
- 2 第5の規定については、平成8年度に限り平成9年3月10日とする。

付 則

- 1 この要領は、平成19年10月1日より施行する。
- 2 改正後の改善計画の認定要領の規定は平成19年10月1日以後に認定される改善計画について適用し、同日前に認定された改善計画については、なお従前の例によるものとする。ただし、第5から第7及び第9並びに各様式については平成19年10月1日以後適用を受けるものとする。
- 3 所在地が離島の場合は、改正後の改善計画の認定要領の規定は平成22年1月1日以後に認定される改善計画について適用し、同日前に認定された改善計画については、なお従前の例によるものとする。ただし、第5から第7及び第9並びに各様式については平成19年10月1日以後適用を受けるものとする。
- 4 前2項及び3項のただし書きにおいて、第6の1の第4の1の各号の認定基準は、従前の例によるものとする。

付 則

- この要領は、平成23年8月3日から施行する。
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
この要領は、平成30年4月1日から施行する。